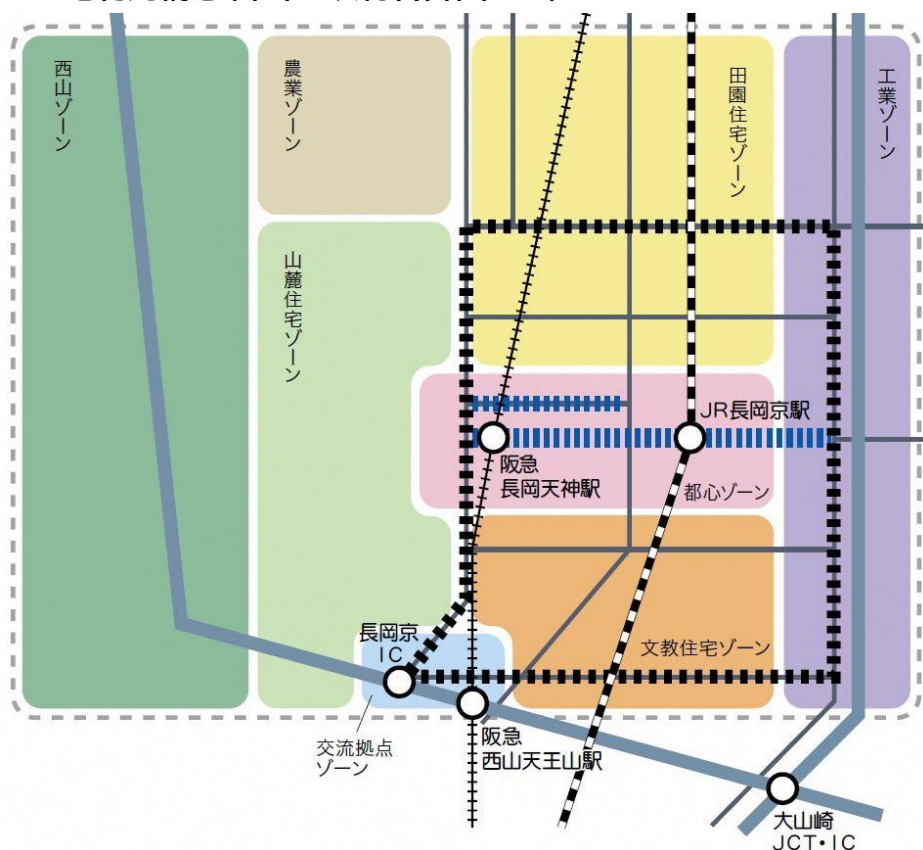


長岡京市企業立地施策の現状について

1 市の概要

人口:82,267人(令和6年7月1日現在)→微増傾向。
 世帯:38,069世帯
 面積:19.17km²(市内4割が西山山麓)
 JR長岡京駅・阪急長岡天神駅周辺が中心市街地。
 市東部には国道171号線。工業地域・工業専用地域あり。

○土地利用構想(市第4次総合計画より)



・交通の利便性や西山でかん養される豊富な地下水など住環境だけではなく、商工業が立地する上でも非常に恵まれた環境。

○本市政の方向性

・長岡京市第4次総合計画第2期基本計画(R3～7年度)

→「中心市街地整備の推進」と「企業誘致の促進」を施策として位置づけ。

今後、新庁舎建設や長岡天神駅周辺のまちづくりが本格化。

市政運営方針 3つの戦略目標を掲げ、各種行政計画の推進を行っている。

① 定住の促進

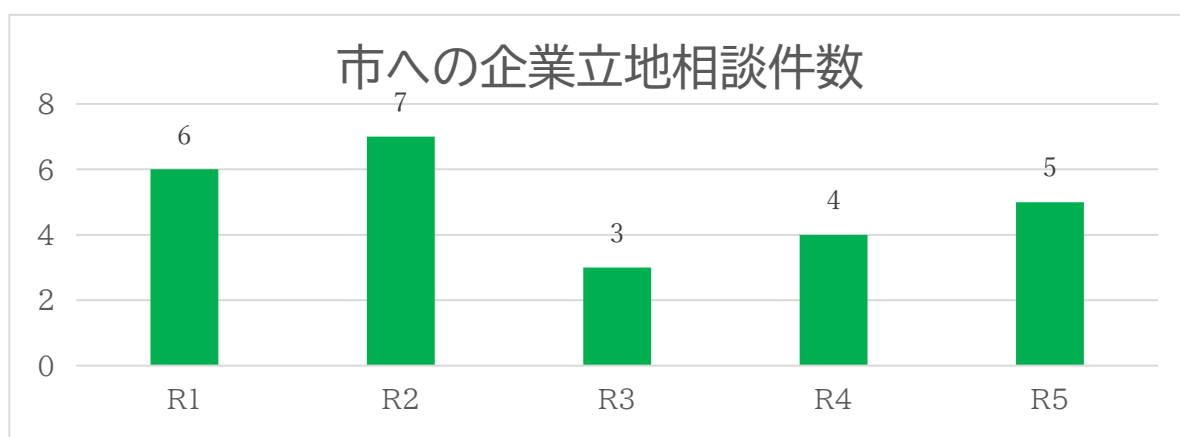
② 交流の拡大

③ まちの新陳代謝

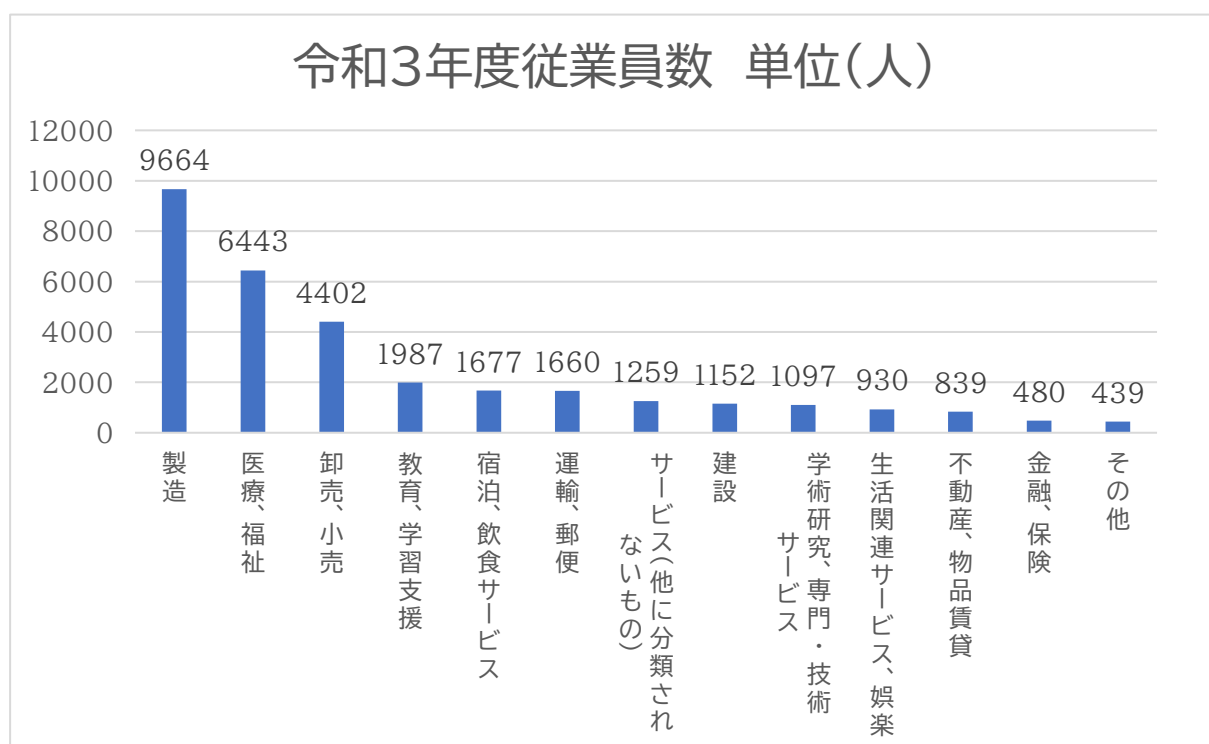
- ・中心市街地においては、駅周辺整備に伴う企業誘致を推進。
- ・新庁舎建設をはじめとする老朽化した公共施設の再編整備。
- ・次の段階として民間事業所の新陳代謝を検討。

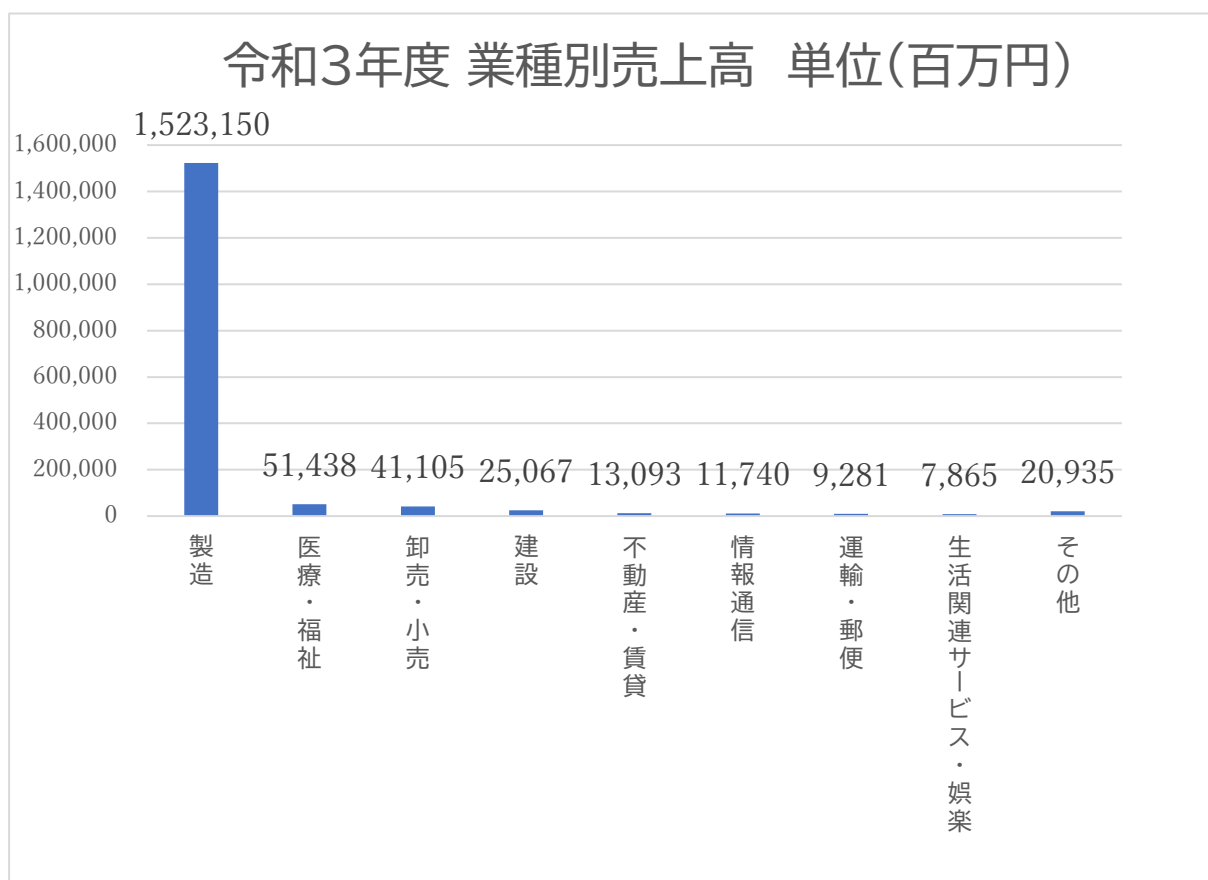
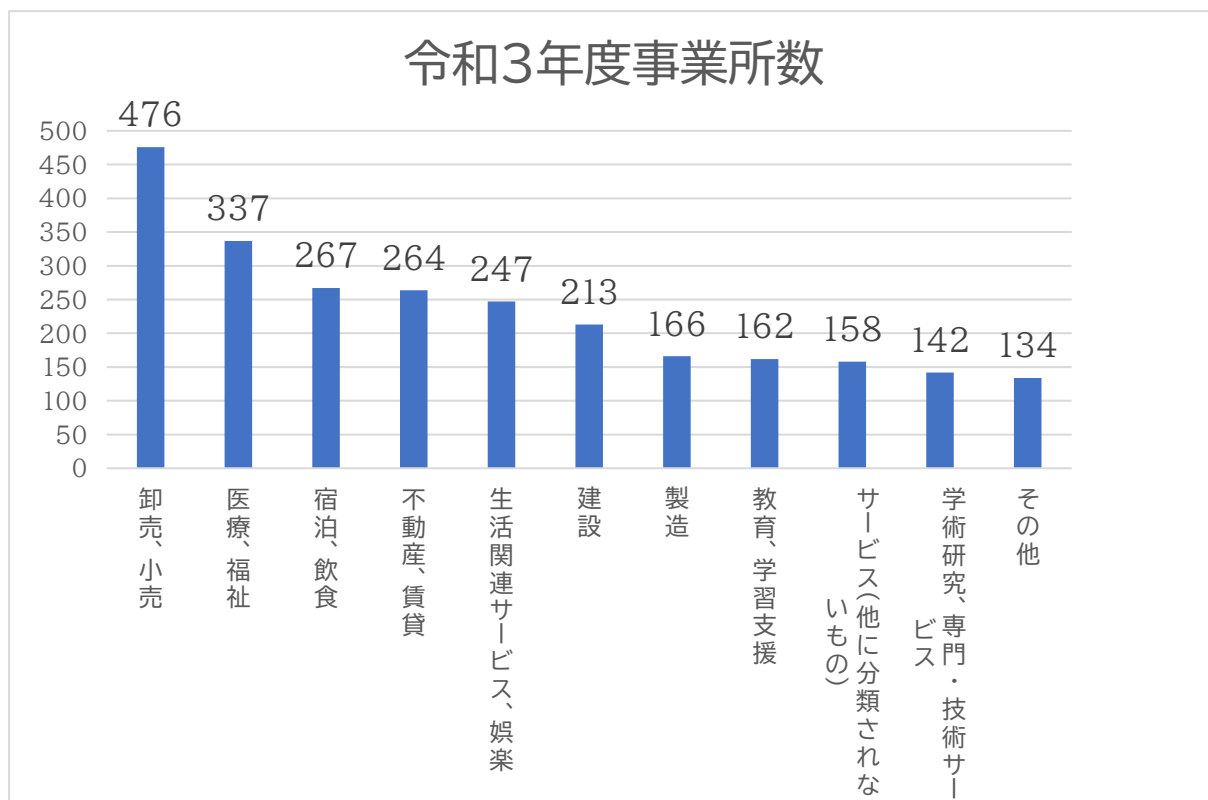
○本市での企業立地希望者の現状

- ・企業からの長岡京市内での立地希望の相談



○市内 産業構造（令和3年度経済センサスから）





2 企業立地促進条例について

・平成13年 京都府 雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業の立地促進及び育成に関する条例の制定。

➡本市でも、京都府がものづくり産業の集積の促進を図るエリアとして、国道171号線を中心とした工業系用途地域を指定。

・同エリアへの新たに立地を予定している企業や市内での移転、新增設する企業に対し、助成金を交付することで企業立地の促進を図るため、平成15年に本条例を制定。

➡以降、概ね5年毎に必要な性の検討を行い、社会経済情勢の動向や、市のまちづくりの進捗等にあわせ、時限の延長と見直しを実施。

これまでの条例期限延長履歴

- ・平成 15 年 10 月 1 日施行
- ・平成 20 年 4 月 1 日 **5 年延長**
- ・平成 21 年 4 月 1 日 期限は変更なし。
日本標準産業分類の法的根拠変更（総務省告示➡統計法に変更）
- ・平成 25 年 4 月 1 日 **5 年延長**
業務継続要件、用地要件、投下固定資産税額、地元雇用要件追加
- ・平成 30 年 4 月 1 日 **1 年延長**
（阪急長岡天神駅周辺まちづくり基本構想の策定予定➡1 年後に抜本的な見直しを行うため、1 年間のみの延長）
- ・平成 31 年 4 月 1 日 **5 年延長**
 - ・業種に**宿泊業**追加
 - ・エリアに**JR長岡京駅、阪急長岡天神駅、西山天王山駅**追加
 - ・事業所設置時の**市内事業者発注**で助成金に**上乗せする規定**追加
- ・令和 6 年 4 月 1 日 **5 年延長**
 - ・条例の目的に「**企業の流出防止**」を追加。
 - ・「審査会」の名称を「**審議会**」に変更。

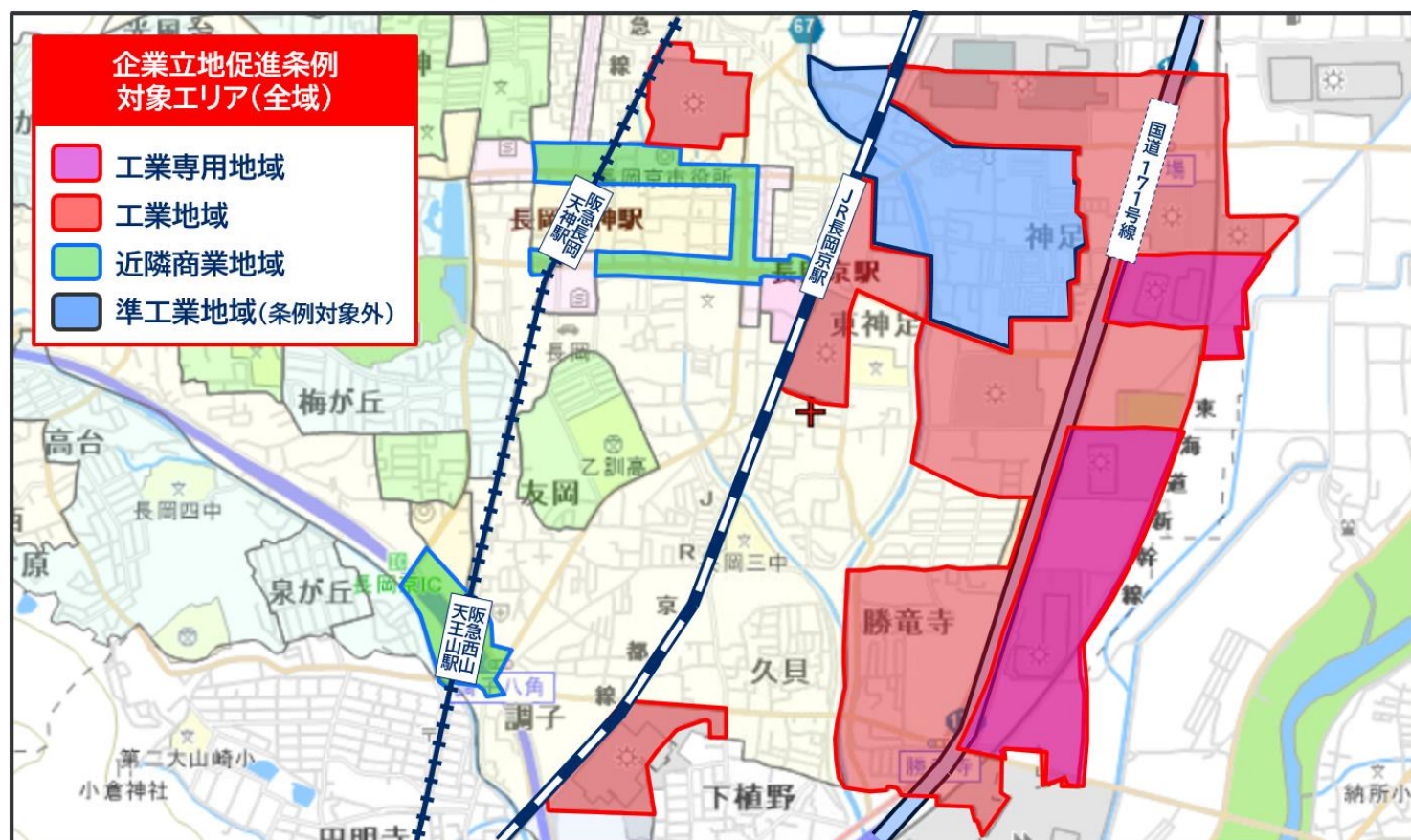
《助成対象企業の指定実績》

- ①株式会社 村田製作所（H16.8 指定）
- ②株式会社 ロジスティクス・オペレーション関西センター（H16.8 指定）
- ③日本電産シンポ 株式会社（H17.9 指定）
- ④カンケンテクノ 株式会社（H17.9 指定）
- ⑤株式会社 工進（H26.8 指定）
- ⑥三菱製紙 株式会社（H29.8 指定）
- ⑦株式会社 煌（R4.8 指定）

《本条例の対象としているエリア》

市内東部のエリア(JR駅前、国道 171 号線周辺)に工業地域、工業専用地域が集積。

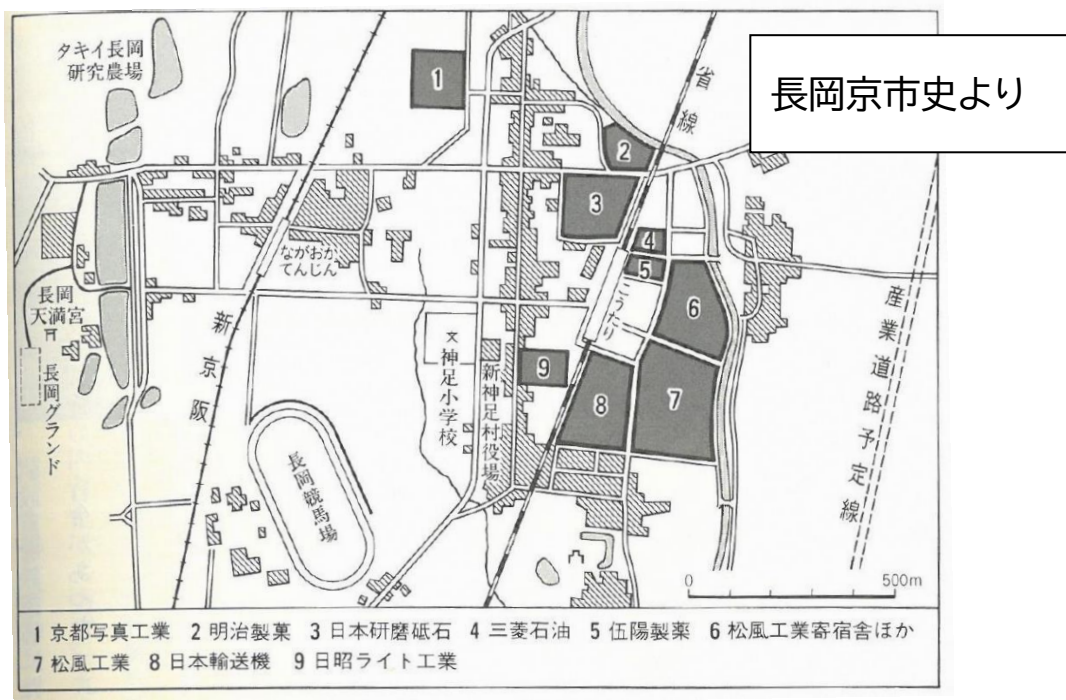
JR長岡京駅・阪急長岡天神駅・西山天王山駅周辺の近隣商業地域のエリア。



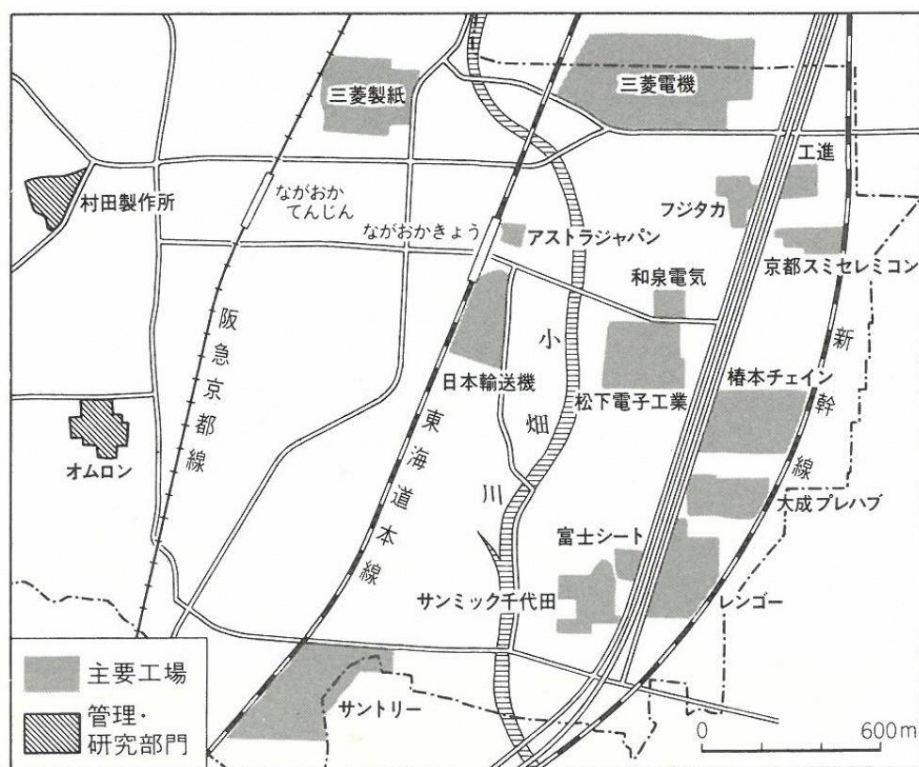
3 本市の課題について

【①流出防止の具体策検討】

○1940 年頃の長岡京市内 国鉄神足駅周辺工場の分布



○1996 年頃の長岡京市内 JR長岡京駅周辺



- ・市東部に集積している工業地域・工業専用地域では、高度経済成長期以前に建てられた工場も多い。➡建設から40～50年以上が経過し、施設・設備が老朽化。
 - ・市内での用地が不足、また増設等により狭隘化している。
 - ・今後民間事業所の新陳代謝を進めていく上で、市外での用地確保の動きが加速するおそれがある。
- ➡具体策の検討が必要である。

○(参考)長岡京市における工場立地法の現状

- ・長岡京市では工場立地法 国の準則を適用している。

工場立地法第4条第1項第1号で緑地、環境施設面積について、経済産業省が準則を公表している。準則第2条で緑地面積、第3条で環境施設面積を規定している。

工場立地法 国の準則	工場敷地内
緑地	敷地面積の 20%以上
環境施設 (緑地を含む)	敷地面積の 25%以上

工場立地法 国の区域毎に 定める基準	第1種地域 住居＋商業用地域	第2種地域 準工業地域	第3種地域 工業地域 工業専用地域	第1種～第3種 の地域以外
緑地	(20%以上、 30%以下)以上	(10%以上、 25%以下)以上	(5%以上、 20%未満)以上	(10%以上、 25%以下)以上
環境施設 (緑地を含む)	(25%以上、 35%以下)以上	(15%以上、 30%以下)以上	(10%以上、 25%未満)以上	(10%以上、 25%以下)以上

- ・長岡京市内で工場立地法上の工場が存在するのは、工業地域及び工業専用地域のみ。

【②企業立地促進条例の対象】

- ・市が企業立地を促進する目的は、「地域経済の活性化及び雇用機会の創出」。
 - ・現在長岡京市では、工場以外の事業所については、「本社」所在が要件。
 - ・オフィスでも、交流人口の拡大・定住促進等、地域経済の活性化にも寄与する。
- ➡今後の条例改正の方向性を検討していく必要性あり。

○企業立地促進条例 施行規則 対象要件表抜粋

3 市内において設置する事業所が、次の表の左欄に掲げる事業所の区分に応じ、右欄に掲げる要件に該当すること。

区分	要件
先端産業に属する製造業に係る本社 情報関連産業、自然科学研究所に係る 本社及び工場等 宿泊業に係る宿泊施設	取得若しくは賃借をした用地等の面積が500平方メートル以上又は投下固定資産額等が5,000万円以上であり、かつ、地元新規雇用者数が3人以上であること。
先端産業に属する製造業に係る工場等 先端産業に属さない製造業、物流業及びその他の産業で市長が特に認めるものに係る本社及び工場等	取得若しくは賃借をした用地等の面積が500平方メートル以上又は投下固定資産額等が1億円以上であり、かつ、地元新規雇用者数が3人以上であること。

【その他市の取組】

・市役所庁舎を始め、阪急長岡天神駅東西周辺の整備が活発化している。

➡土地・賃貸物件等への需要増大、対する供給が十分ではない。

・事業者と不動産事業者の保有する情報をつなぎ、民間同士の取引をより活性化するために、行政が土地や不動産と言った事業用地等の流動性を高める仕組みが必要である。

➡事業用地マッチング支援制度を運用予定。協定締結に向けて準備中。

事業用地等マッチング支援制度によって事業者・創業者等のニーズを把握、事業用地等の適切な利用に向けた具体的施策検討へ。

